

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 2月27日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第1号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和54年岩手県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 審理手続</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 審査の併合又は<u>分離</u>（第12条・<u>第13条</u>）</p> <p>第3節 書面審理（第14条―<u>第18条</u>）</p> <p>第4節・第5節 [略]</p> <p>第4章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（<u>審理委員長</u>）</p> <p>第10条 人事委員会は、法第50条第1項の規定によりその事案を審理するときは委員のうちから、同条第2項の規定に基づき審理を委任したときは委任を受けた委員又は事務局長のうちから、<u>審理委員長</u>を指名しなければならない。</p> <p>2 <u>審理委員長</u>は、審理を指揮し、その進行を図り、及びその秩序維持の任に当たる。</p> <p>3 <u>審理委員長</u>に事故があるときは、あらかじめ人事委員会が指名する者がその職務を代理するものとする。</p> <p>4 人事委員会は、<u>審理委員長</u>その他審理を行う者の氏名を当事者に通知するものとする。</p> <p>（審理補佐員）</p> <p>第11条 <u>審理委員長</u>は、審理の都度、人事委員会事務局事務職員（以下「事務職員」という。）のうちから審理補佐員を命ずるものとする。</p> <p>2 審理補佐員は、<u>審理委員長</u>の指揮の下に、審理に関する事務を処理するものとする。</p> <p>（代表者）</p> <p>第2節 審査の併合又は<u>分離</u></p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前条第1項の規定に基づき併合された不服申立てについて、審査を分離した場合及び他の不服申立ての審査との併合を行った場合には、第1項に規定する不服申立ての代表者は、</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 審理手続</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 審査の併合又は<u>分離等</u>（第12条―<u>第13条の2</u>）</p> <p>第3節 書面審理（第14条―<u>第18条の2</u>）</p> <p>第4節・第5節 [略]</p> <p>第4章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（<u>審理長</u>）</p> <p>第10条 人事委員会は、法第50条第1項の規定によりその事案を審理するときは委員のうちから、同条第2項の規定に基づき審理を委任したときは委任を受けた委員又は事務局長のうちから、<u>審理長</u>を指名しなければならない。</p> <p>2 <u>審理長</u>は、審理を指揮し、その進行を図り、及びその秩序維持の任に当たる。</p> <p>3 <u>審理長</u>に事故があるときは、あらかじめ人事委員会が指名する者がその職務を代理するものとする。</p> <p>4 人事委員会は、<u>審理長</u>その他審理を行う者の氏名を当事者に通知するものとする。</p> <p>（審理補佐員）</p> <p>第11条 <u>審理長</u>は、審理の都度、人事委員会事務局事務職員（以下「事務職員」という。）のうちから審理補佐員を命ずるものとする。</p> <p>2 審理補佐員は、<u>審理長</u>の指揮の下に、審理に関する事務を処理するものとする。</p> <p>（代表者）</p> <p>第2節 審査の併合又は<u>分離等</u></p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前条第1項の規定に基づき併合された不服申立てについて、審査を分離した場合及び他の不服申立ての審査との併合を行った場合には、第1項に規定する不服申立ての代表者は、</p>

その地位を失う。ただし、審査を分離した場合において、なお、代表者のした不服申立てと審査が併合されている他の不服申立ての申立人がその代表者に関し異議を述べないときのその代表者については、この限りでない。

6 [略]

(書面審理)

第14条 [略]

2 [略]

(答弁書及び反論書の提出)

第15条 人事委員会は、書面審理を行うときは、処分者に対し、相当の期間を定めて、処分の理由に関する具体的な説明及び不服申立人の主張に対する答弁を記載した答弁書並びに必要な資料の提出を求めるものとする。

2 人事委員会は、前項の答弁書が提出されたときは、不服申立人に対し、その写しを送付し、相当の期間を定めて、不服

その地位を失う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときのその代表者については、この限りでない。

(1) 審査を分離した場合において、なお代表者のした不服申立てと審査が併合されている他の不服申立ての申立人がその代表者に関し異議を述べないとき。

(2) 他の不服申立の審査との併合を行った場合において、当該他の不服申立ての申立人がその代表者に関し異議を述べないとき。

6 [略]

(手続の承継)

第13条の2 不服申立人が死亡したときは、相続人その他法令の規定により不服申立ての目的である処分に係る権利を承継した者(以下「相続人等」という。)は、当該不服申立人の地位を承継する。

2 前項の規定により不服申立人の地位を承継した者は、承継を証明する書面を添えて人事委員会に届け出なければならない。

3 第1項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間に不服申立人にあててされた通知その他の行為が相続人等に到達したときは、当該通知その他の行為は、相続人等に対する通知その他の行為としての効力を有する。

4 第1項の場合において、相続人等が2名以上あるときは、そのうちの1名に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

(書面審理)

第14条 [略]

2 書面審理は、非公開とする。

3 [略]

4 不服申立人又はその代理人がともに正当な理由なく口頭審理の期日に出頭せず、かつ、相当の期間を定めて再度指定された期日に出席しないときは、不服申立人が口頭審理の請求を撤回したものとみなす。

(答弁書及び反論書の提出)

第15条 人事委員会は、書面審理を行うときは、処分者に対し、相当の期間を定めて、処分の理由に関する具体的な説明及び不服申立人の主張に対する答弁を記載した答弁書の提出を求めるものとする。

2 人事委員会は、前項の答弁書が提出されたときは、不服申立人に対し、副本を送付し、相当の期間を定めて、不服の理

の理由に関する具体的な説明及び答弁書に対する反論を記載した反論書の提出を求めるものとする。

3 人事委員会は、前項の反論書が提出されたときは、処分者にその写しを送付するものとする。

4 [略]

(証拠の提出等)

第17条 [略]

2 当事者は、審理が終了するまでは、いつでも、人事委員会に対し、必要な資料を提出することができる。

3 [略]

(書面審理調書の作成)

第18条 人事委員会は、書面審理を行ったときは、事務職員に書面審理調書を作成させるものとする。この場合には、第29条第2項及び第3項の規定を準用する。

(口頭審理の準備)

第19条 人事委員会は、口頭審理の請求があったときは、その準備のため、処分者に対し、相当の期間を定めて、第15条第1項の答弁書及び必要な資料の提出を求めるものとする。

2 人事委員会は、前項の答弁書が提出されたときは、不服申立人に対し、その写しを送付し、相当の期間を定めて、第15条第2項の反論書の提出を求めるものとする。

3 人事委員会は、第1項の答弁書及び前項の反論書その他当事者から提出された書面の記載事項について、必要があると認めるときは、質問をすることができる。

4 [略]

(口頭審理の準備手続)

第20条 [略]

2・3 [略]

由に関する具体的な説明及び答弁書に対する反論を記載した反論書の提出を求めるものとする。

3 人事委員会は、前項の反論書が提出されたときは、処分者に副本を送付するものとする。

4 [略]

(証拠の提出等)

第17条 [略]

2 当事者は、審理が終了するまでは、いつでも、人事委員会に対し、前条第1項の書面を提出することができる。

3 [略]

4 第37条第1項及び第2項、第38条、第41条第2項並びに第42条第4項の規定は、書面審理については適用しない。

5 書面審理の場合における第42条の当事者尋問は、反対当事者を立ち会わせずに行うものとする。

6 書面審理の場合における第43条の規定の適用については、「当事者相互、当事者と証人又は証人相互の」とあるのは、「証人相互の」とする。

(書面審理調書の作成)

第18条 人事委員会は、書面審理(前条第1項及び第3項の場合に限る。)を行ったときは、事務職員に書面審理調書を作成させるものとする。この場合には、第29条第2項及び第3項の規定を準用する。

(書面審理の終了の予告)

第18条の2 人事委員会は、書面審理を終了する前に、相当の期間において、当事者に書面審理の終了予定日を通知するものとする。

(口頭審理の準備)

第19条 人事委員会は、口頭審理の請求があったときは、その準備のため、処分者に対し、相当の期間を定めて、第15条第1項の答弁書の提出を求めるものとする。

2 人事委員会は、前項の答弁書が提出されたときは、不服申立人に対し、副本を送付し、相当の期間を定めて、第15条第2項の反論書の提出を求めるものとする。

3 人事委員会は、第1項の答弁書及び前項の反論書その他当事者から提出された書面の記載事項について、必要があると認めるときは、当事者に対し、相当の期間を定めて、第16条第1項の書面の提出を求めることができる。

4 [略]

(口頭審理の準備手続)

第20条 [略]

2・3 [略]

4 [略]

(発言の方法)

第23条 当事者は、口頭審理において発言するときは、審理委員長の許可を得て行わなければならない。

2 当事者は、審理委員長の指揮に従って発言するものとし、審理委員長は、当事者の発言が既に行った発言と重複するとき、又は審理と関連のない事項にわたるとき、その他発言させることが不相当であると認めるときは、これを制限することができる。

(発言者数等の調整)

第24条 審理委員長は、各口頭審理期日において、発言しようとする者が多数に及ぶこと等の理由により必要があると認めるときは、その口頭審理期日における発言者数又は発言に要する時間を調整することがある。

(口頭審理の秩序維持)

第25条 審理委員長は、口頭審理の秩序の維持を図るため、次に掲げる行為をした者に、その行為を制止し、これに従わないときは、退場を命ずる等の必要な措置を講じることがある。

(1)・(2) [略]

(3) 審理委員長が許可した場合を除くほか撮影、録音等の行為をすること。

(4) [略]

(証人の宣誓)

第34条 審理委員長は、証人に証言を求めるときは、あらかじめ、虚偽の証言をしたときの法律上の制裁を告げ、宣誓を行わせなければならない。

2 [略]

(個別尋問)

第35条 [略]

2 審理委員長は、後に尋問すべき証人が在席するときは、これを退席させるものとする。ただし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(口頭による証言)

第36条 証人は、書類により証言することはできない。ただし、審理委員長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(尋問の順序)

第37条 [略]

4 第22条から第26条までの規定は、口頭審理の準備手続をする場合について準用する。

5 [略]

(発言の方法)

第23条 当事者は、口頭審理において発言するときは、審理長の許可を得て行わなければならない。

2 当事者は、審理長の指揮に従って発言するものとし、審理長は、当事者の発言が既に行った発言と重複するとき、又は審理と関連のない事項にわたるとき、その他発言させることが不相当であると認めるときは、これを制限することができる。

(発言者数等の調整)

第24条 審理長は、各口頭審理期日において、発言しようとする者が多数に及ぶこと等の理由により必要があると認めるときは、その口頭審理期日における発言者数又は発言に要する時間を調整することがある。

(口頭審理の秩序維持)

第25条 審理長は、口頭審理の秩序の維持を図るため、次に掲げる行為をした者に、その行為を制止し、これに従わないときは、退場を命ずる等の必要な措置を講じることがある。

(1)・(2) [略]

(3) 審理長が許可した場合を除くほか、撮影、録音等の行為をすること。

(4) [略]

(証人の宣誓)

第34条 審理長は、証人に証言を求めるときは、あらかじめ、虚偽の証言をしたときの法律上の制裁を告げ、宣誓を行わせなければならない。

2 [略]

(個別尋問)

第35条 [略]

2 審理長は、後に尋問すべき証人が在席するときは、これを退席させるものとする。ただし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(口頭による証言)

第36条 証人は、書類により証言することはできない。ただし、審理長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(尋問の順序)

第37条 [略]

2 当事者は、審理委員長の許可を得て、更に尋問をすることができる。

3 審理委員長は、必要があると認めるときは、いつでも、尋問することができる。

(質問の制限)

第38条 審理委員長は、証人に対する当事者の質問が次に掲げる質問その他これに準ずる質問であつて相当でないと認めるときは、申立て又は職権により、これを制限することができる。

(1)～(6) [略]

(証拠の所在地における証拠調べ)

第41条 [略]

(当事者尋問)

第42条 人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者本人を尋問することができる。

(対質)

第43条 審理委員長は、必要があると認めるときは、当事者相互、当事者と証人又は証人相互の対質を求めることができる。

(不服申立ての取下げ)

第46条 [略]

2 前項の取下げは、不服申立取下書 (様式第12号) を提出して行わなければならない。

3 [略]

2 当事者は、審理長の許可を得て、更に尋問をすることができる。

3 審理長は、必要があると認めるときは、いつでも、尋問することができる。

(質問の制限)

第38条 審理長は、証人に対する当事者の質問が次に掲げる質問その他これに準ずる質問であつて相当でないと認めるときは、申立て又は職権により、これを制限することができる。

(1)～(6) [略]

(証拠の所在地における証拠調べ)

第41条 [略]

2 人事委員会は、前項の証拠調べを行う場合には、あらかじめ日時及び場所を当事者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(当事者尋問)

第42条 人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者を尋問することができる。

2 当事者は、人事委員会に対し、当事者の尋問を申し出ることができる。

3 当事者は、前項の申出を行うときは、当事者尋問申出書 (様式第12号) により行わなければならない。

4 第30条第3項及び第4項、第34条、第37条並びに第38条の規定は、第1項の尋問について準用する。この場合において、第34条第1項中「あらかじめ、虚偽の証言をしたときの法律上の制裁を告げ、宣誓を行わせなければならない」とあるのは「宣誓を行わせなければならない」と、第37条第1項第1号中「証拠の申出をした当事者」とあるのは「代理人がいる場合において、当事者尋問の申出をした代理人」と読み替えるものとする。

(対質)

第43条 審理長は、必要があると認めるときは、当事者相互、当事者と証人又は証人相互の対質を求めることができる。

(不服申立ての取下げ)

第46条 [略]

2 前項の取下げは、不服申立取下書 (様式第13号) を提出して行わなければならない。

3 [略]

4 人事委員会は、第9条第1項の規定による通知を行った後に第1項の取下げがあったときは、その旨を処分者に通知す

(処分者の処分取消し等)

第47条 [略]

2 人事委員会は、前項の規定による処分の取消しの通知があったときは、直ちに、その事案の審査の終了を決定するものとする。

(審査の打ち切り)

第48条 人事委員会は、係属している不服申立てが、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該不服申立ての審査を打ち切り、これを終了することができる。

(1) 不服申立人の所在不明、死亡等により審査を継続する必要がなくなつたと認められる場合

(2) 不服申立人が審査を継続する意思を有しないと明らかに認められる場合

(3) 前条第1項に規定する処分の修正により、審査を継続する必要がなくなつたと認められる場合

るものとする。

(処分者の処分取消し等)

第47条 [略]

(審査の打ち切り)

第48条 人事委員会は、係属している不服申立てが、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該不服申立ての審査を打ち切り、これを終了することができる。

(1) 処分者が不服申立ての対象となつた処分を取り消したとき。

(2) 前条に規定する処分の修正により、審査を継続する必要がなくなつたと認められるとき。

(3) 不服申立ての対象となつた処分を取り消す判決又は当該処分の無効を確認する判決が確定したとき。

(4) 不服申立人の死亡に伴い、次のア又はイのいずれかに該当することとなつたとき。

ア 相続人等の不存在又は所在不明により、審査を継続する必要がなくなつたと認められるとき。

イ 当該不服申立人が死亡した日から起算して1年以内に第13条の2第2項の届出がなかつたとき。

(5) 不服申立人が所在不明となつた日から起算して1年を経過したとき。

(6) 不服申立人がアからエまでのいずれかに該当する審査を継続する意思を放棄したと認められるとき。

ア 不服申立人から理由を付して口頭審理の進行の中断の申出があり、人事委員会がこれを認めた後に当該申出の理由が消滅した場合において、人事委員会が、不服申立人に対し、相当の期間を定めて、書面により、口頭審理の再開を求めた日から起算して1年以内に不服申立人がこれに応じなかつたとき。

イ 書面審理において、人事委員会が、不服申立人に対し、相当の期間を定めて、書面により、第16条第1項の書面の提出を求めた日から起算して1年以内に不服申立人が当該書面を提出しなかつたとき。

ウ 不服申立人がア又はイの書面の受領を拒否したとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、不服申立人が審査を継続する意思を有しないと明らかに認められるとき。

(4) [略]

2 人事委員会は、前項の場合において、当該不服申立ての審査を打ち切り、これを終了することを決定したときは、理由を付して、その旨を当事者に通知するものとする。

(再審の請求)

第53条 [略]

2 前項の請求は、判定書の送達の日から起算して6月以内に再審請求書(様式第13号)正副各1通を提出して行わなければならない。

(職権による再審)

第55条 人事委員会は、第53条第1項各号に掲げる再審の理由があると認めるとき、又はその他特に必要があると認めるときは、職権により再審を行うことができる。

様式第7号ア(第30条関係)

[略]

証拠方法	証拠物の表示	所持者	
		氏名	住所
立証事項			

[略]

様式第7号イ(第30条関係)

[略]

証拠方法	証人等			
	氏名	住所	職業 (勤務先及び地位)	生年月日
				年月日生
立証事項				所要時間

[略]

様式第11号(第39条関係) [略]

(7) [略]

2 人事委員会は、前項の場合において、当該不服申立ての審査を打ち切り、これを終了することを決定したときは、打切り理由を付した打切決定書を作成し、これを当事者に送達するものとする。

(再審の請求)

第53条 [略]

2 前項の請求は、判定書又は打切決定書の送達の日から起算して6月以内に再審請求書(様式第14号)正副各1通を提出して行わなければならない。

(職権による再審)

第55条 人事委員会は、第53条第1項各号に掲げる再審の理由があると認めるときは、職権により再審を行うことができる。

様式第7号ア(第30条関係)

[略]

証拠方法	証拠物の表示	所持者		立証事項
		氏名	住所	

[略]

様式第7号イ(第30条関係)

[略]

証拠方法	氏名	住所	職業 (勤務先及び地位)	生年月日	立証事項	所要時間
				年月日生		分

[略]

様式第11号(第39条関係) [略]

様式第12号(第42条関係)

年 月 日

岩手県人事委員会 様

当事者 氏 名 ㊦

当事者尋問申出書

人委(不)第 号事案について、不利益処分についての不服申立てに関する規則第42条第3項の規定により、次のとおり当事者尋問を申し出ます。

<u>尋問しようとする 当事者の氏名</u>	<u>本人・代 理人の別</u>	<u>立証事項</u>	<u>所要時間</u>
			分
			分

注 立証事項欄には、立証しようとする内容を具体的、かつ、詳細に記載するとともに、当事者に対する尋問事項を記載した書面を添付してください。

様式第12号（第46条関係） [略]

様式第13号（第53条関係） [略]

様式第13号（第46条関係） [略]

様式第14号（第53条関係） [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- この規則の施行前にこの規則による改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則の規定に基づいてなされた不服申立てに係る手続は、この規則による改正後の不利益処分についての不服申立てに関する規則の相当規定によってなされた手続とみなす。
- 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に不服申立事案が係属している場合における第48条第1項第4号イ及び同項第5号の規定の適用については、同項第4号イ中「当該不服申立人が死亡した日」とあり、及び同項第5号中「不服申立人が所在不明となった日」とあるのは、「不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則（平成21年岩手県人事委員会規則第1号）の施行の日」とする。